

『高知県の河川整備の基本理念』を考える上で留意した事項

- 整備して欲しいこと、止めて欲しいことの総括的なものが基本理念となる
→ 専門家の意見, 各流域で生活している住民の意見, 一般市民の意見
- 河川法の趣旨をふまえる (治水, 利水, 環境)
- 河川だけでなく流域全体を視野に入れる (山から海までのつながり; 視点の横断)
→ 治水ばかりではなく (鏡川; 9割治水 → 国分川; 治水以外にも視点が広がってきた)
- 流域を上流域、中流域、下流域に分けて考え、それぞれの特徴をトータルして一つの基本理念を考える (場所の横断)
- 多様な関係機関がかかわっていることを踏まえる (機関の横断)
→ 流域 = 担当部局も多岐にわたる → 連携・協働の川づくりが必要
- 川の特徴、個性 (河相) がわかるように
- まとまりのある、整理されたメッセージが伝わるもの
- 高知県らしさを踏まえる
- 次世代のことを考える
- 昨今の日本または世界の方向性を視野に入れる



四万十川